

五・一五事件と國民的な輿論と八幡に於ける白熱的な大衆運動に牽制されて、表面をカムフラージュする爲に日本製鐵株式會社は、其の創立に當つて雖々ながらも其の最高幹部中に大藏省や商工省の役人を多數加へることを餘儀なくされ、其れに依つて今日稀薄ながらも固有性が保持されて居るが、之を若し彼等が利潤増加のために、財閥代表を以て會社の重要幹部を獨占することがあるならば國營精神は失はれて、不健全なる營利經營化することは明白である。

(二)高率配當をすべからず

軍需インフレに隨る産業の中でも、就中製鐵事業は王座を占むるものであつて、従つて其の利益も驚異的な數字を示して居るが、之を若し儲かるが故に無制限に配當を續くるならば、一朝不況に當面すれば直ちに社債を發行しなければならぬと云ふが如き不健全なる状態に陥入る故に我等は株主配當は六分以下を至當とし、殘金は總て不況対策費・補修費・擴張費・豫備費として積立てせんことを主張する。

實行方法

日鐵當事者及責任監督官廳たる商工省當局に大會の名を以て我々の意見を傳達する

第七號議案(官業に於ける共済組合法人化促進に關する件)

日本製鐵從業員組合提出

理由

共済組合は明治四十年勅令第百廿七號を以て鐵道現業員に實施せるものを其後重要な官業事業に准用せるもので、公傷病給

付、療疾給付、特症給付、脱退給付、遺族給付、災厄給付等六種の給付をなし、現に日鐵八幡共済組合は、一千四百萬圓の基金を有するも、所長個人名義になり居り、此の巨額の財産を法律的には其の所有權が不安であり、更に官營より民營に移管により共済組合經營の福利施設たる購買組合には課税され、從業員の負擔は増加せんとして居るが故に、共済組合を速かに法人組織とすることに依つて財産所有權を安全ならしめると同時に、購買組合の課税を免れ以て從業員の權益を擁護確保せんとするものである。

實行方法

大會の名に依て日鐵當局を鞭撻し、商工省に促進を要望す

日本製鐵從業員組合